

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定審査基準

平成16年4月26日都市計画局長決定

改正 平成17年4月1日, 平成18年9月7日, 令和2年2月25日

(趣旨)

第1条 この基準は、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領（平成16年4月26日都市計画局長決定。以下「要領」という。）第7条の規定により、要領に基づく製造者指定に係る審査の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、要領において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 評価書 一般社団法人公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業により交付される建築材料・設備機材等品質性能評価書をいう。
- (2) エレベーターBL認定品 一般財団法人ベターリビングのエレベーターに関連する優良住宅部品認定基準により認定された優良住宅部品をいう。

(審査基準)

第3条 要領第7条に規定する製造者指定に係る審査基準は、別表のとおりとする。

- 2 要領第13条第1項の規定により、指定の解除を受けた者の審査は前項によるほか、指定解除の理由が改善したことについて審査する。
- 3 要領第6条第3項の規定により、報告を行った者の審査は第1項によるほか、報告の対象となった事項が改善又は解決したことについて審査する。

附 則

この基準は、平成16年5月1日から施行する。

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成18年9月7日から施行する。

この基準は、令和2年2月25日から施行する。

別表（第3条関係）

工事種別	品目	審査基準
電気設備工事	高圧機器 (キュービクル式配電盤及び高圧スイッチギヤ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備機材が「キュービクル式配電盤」,「高圧スイッチギヤ (CW形)」及び「高圧スイッチギヤ (PW形)」のいずれかで評価書の交付を受けていること。 2 前項の評価書に記載されているアフターサービス地区に近畿が含まれていること。 3 申請日が, 第1項の評価書に記載されている有効期間内であること。
電気設備工事	中央監視制御装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備機材が「中央監視制御装置」で評価書の交付を受けていること。 2 前項の評価書に記載されているアフターサービス地区に近畿が含まれていること。 3 申請日が, 第1項の評価書に記載されている有効期間内であること。
電気設備工事	エレベーター (一般, 普及型, 非常用 (ただし荷物用を除く)) 及びエスカレータ	<ol style="list-style-type: none"> 1 エレベーターB L認定品があること。 2 申請日が, 前項の認定の有効期間内であること。
機械設備工事	ボイラー (電気ボイラー除く) 及び温水発生機	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備機材が「鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー」,「铸铁製ボイラー及び铸铁製簡易ボイラー」,「鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー」,「鋼製ボイラー」,「真空式温水発生機 (鋼製・铸铁製)」及び「無圧式温水発生機 (鋼製・铸铁製)」のいずれかで評価書の交付を受けていること。 2 前項の評価書に記載されているアフターサービス地区に近畿が含まれていること。 3 申請日が, 第1項の評価書に記載されている有効期間内であること。
機械設備工事	吸収冷温水機 (吸収冷温水機ユニットを含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備機材が「吸収冷温水機」及び「吸収冷温水機ユニット」のいずれかで評価書の交付を受けていること。 2 前項の評価書に記載されているアフターサービス地区に近畿が含まれていること。 3 申請日が, 第1項の評価書に記載されている有効期間内であること。
機械設備工事	自動制御システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備機材が「自動制御システム」で評価書の交付を受けていること。 2 前項の評価書に記載されているアフターサービス地区に近畿が含まれていること。 3 申請日が, 第1項の評価書に記載されている有効期間内であること。